

第二十六回国 参議院内閣委員会 會議録第十一号

昭和三十三年三月二十二日(金曜日)午後二時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 亀田 得治君
理事 上原 正吉君
大谷藤之助君
秋山 長造君
竹下 豊次君

委員 泉山 三六君
追水 久常君
松岡 平市君
松村 秀逸君
伊藤 顕道君
田畑 金光君
永岡 光治君
八木 幸吉君

國務大臣

労働大臣 松浦周太郎君
國務大臣 小瀬 彬君

政府委員

内閣総理大臣 賀屋 正雄君
官房審議室長 内閣総理大臣 大山 正君
官房公務員制度調査室長 加藤 陽三君
防衛庁人事局長 足立 篤郎君
大蔵政務次官 伊能 芳雄君
労働政務次官 伊能 芳雄君
房務大臣官 房務大臣官 村上 茂利君
房務課長 房務課長 村上 茂利君
事務局長 事務局長 村上 茂利君

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

説明員 労働省職業安定 瀧谷 直藏君
局失業対策部長

本日の会議に付した案件

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○雇用審議会設置法案(内閣提出)

○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀田得治君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題に供します。

政府より提案理由の説明を願います。

○國務大臣(小瀬彬君) ただいま議題となりまして防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、今般人事院の勧告の趣旨にかんがみ、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。防衛庁職員は、特別職でございますが、その給与につきましては、防衛庁職員給与法の定めるところとなっております。従いまして、

今回一般職に属する国家公務員の給与改正の趣旨に準じまして、防衛庁職員に提出した次第でございます。本法律案を提出した次第でございます。

次に本法律案の内容の概要を申し上げます。

今回の給与法の改正は、俸給制度の改正を中心とするものでございまして、参事官等並びに自衛官に適用される俸給表を、従前と同様の方法でこれに対応する一般職の俸給表にならつて改正いたしますとともに、事務官等につきましては、今までも同様今回新たに制定されます一般職の職員に適用される俸給表によることとしたし、この際自衛官以外の職員につきましては、一般職の職員の例にならつて職務の等級制度を新設することとしたしました。

なお、俸給制度の改正に伴う新旧俸給額の切りかえ及び切りかえに伴う措置に關しましては、本法律案の附則に規定いたしておりますが、これまた一般職に属する国家公務員のそれに準じて定めたいといたします。

そのほか、今回の給与改正に關連いたしまして、関係諸規定の整備を行なつてまいります。

本法律案の施行期日等につきまして、それぞれ一般職に属する国家公務員と同様に規定いたしました。

以上が本法律案の提案の理由並びに内容の概要でございます。

何とぞすみやかに御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(亀田得治君) 別に御発言がなければ、次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

まず、政府より提案理由の説明を願います。

○國務大臣(松浦周太郎君) ただいま議題になりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

この改正案は、昨年七月十六日付の人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職国家公務員の俸給制度の改正を行い、新制度への切りかえに當つて必要な調整措置を講じようとするものであります。すなわち、

第一に、現行五種類の俸給表を合理化して、職務の特性に応ずるよう、行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表、海軍職俸給表、教育職俸給表、研究職俸給表、医療職俸給表及び技能労働職俸給表の八種類十六表の俸給表を設けることとしたしました。

第二に、現行の十五級の職務の級が職務の段階の表態に即応しないものがありますので、各俸給表ごとに、七等級を原則とする等級区分を設けることとしたしました。

第三に、俸給表の各等級の俸給の幅を合理的なものとするともに、等級ごとにこれに相應する適正な昇給金額及び一年を標準とする昇給期間を定める等、昇給制度を改めることとしたしました。

第四に、職員の俸給を現俸給額から新俸給額へ切りかえるにあつては、原則として現行の俸給表による一号上位の額を基礎として切りかえることとし、かつ切りかえ時期または切りかえ後の昇給期間を調整する等の措置を講ずることとしたしました。なおこの切りかえ措置によつて職員の俸給額は、前年度に比し平均約六・二%の引上げが行われる見込みであります。

この法律案は、以上の趣旨に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律及びその他の関係法律の改正を行うとともに、必要な経過措置を規定いたしました。本年四月一日から施行しよるとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(亀田得治君) ちよつと速記をやめて。

○委員長(亀田得治君) 速記を始め。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

政府より提案理由の説明を願います。

○政府委員(足立篤郎君) ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本法案は、今般一般職の職員の給与制度の改正が行われることになりました。

第一に、現行五種類の俸給表を合理化して、職務の特性に応ずるよう、行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表、海軍職俸給表、教育職俸給表、研究職俸給表、医療職俸給表及び技能労働職俸給表の八種類十六表の俸給表を設けることとしたしました。

第二に、現行の十五級の職務の級が職務の段階の表態に即応しないものがありますので、各俸給表ごとに、七等級を原則とする等級区分を設けることとしたしました。

第三に、俸給表の各等級の俸給の幅を合理的なものとするともに、等級ごとにこれに相應する適正な昇給金額及び一年を標準とする昇給期間を定める等、昇給制度を改めることとしたしました。

第四に、職員の俸給を現俸給額から新俸給額へ切りかえるにあつては、原則として現行の俸給表による一号上位の額を基礎として切りかえることとし、かつ切りかえ時期または切りかえ後の昇給期間を調整する等の措置を講ずることとしたしました。なおこの切りかえ措置によつて職員の俸給額は、前年度に比し平均約六・二%の引上げが行われる見込みであります。

この法律案は、以上の趣旨に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律及びその他の関係法律の改正を行うとともに、必要な経過措置を規定いたしました。本年四月一日から施行しよるとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(亀田得治君) ちよつと速記をやめて。

○委員長(亀田得治君) 速記を始め。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

政府より提案理由の説明を願います。

本法案は、今般一般職の職員の給与制度の改正が行われることになりました。

たのに伴い、特別職の職員の一部につきまして、一般職の職員との権衡を考慮して給与の改訂を行ふか、特別職の職員であつて、常勤を要する国家公務員として長期間在職した者について特別手当を支給できるようにする等のため、特別職の職員の給与に関する法律に所要の改正を加えようとするものでございませう。

次に、改正の要点を御説明申し上げます。

第一に、特別職の職員のうち俸給月額が七万二千円以上の者及び憲法調査会の委員等のいわゆる非常勤の職員につきましては、一般職の職員の給与制度改正の趣旨等にかんがみ、この際、給与の改訂を行わないこととし、その他の職員すなわち、東宮大夫、式部長官及び秘書官の給与についてのみ、同等の一般職の職員との権衡をはかり、俸給月額を現行より若干増額することとしたらう。

第二に、常勤を要する国家公務員から引き続いて特別職の職員となつた者のうち国家公務員としての在職期間が長期にわたる者に対しては、特別手当を支給することができるようにいたしました。所要在職期間、特別手当の支給額等については、他との権衡を考慮して政令で定めることとしております。

第三に、在外公館のうち一部公使館の大使館への昇格に伴い、大使の俸給表に公使の最低の俸給月額と同額の俸給月額を設けるため俸給表を改正いたしました。

以上がこの法案の提案の理由であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成

あらんことをお願いいたします。

○委員長(龜田得治君) 別に御発言がなければ、次に、国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案を議題に供します。政府より提案理由の説明を願ひます。

○政府委員(足立憲郎君) ただいま議題となりました国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

勤続期間二十五年以上で退職する国家公務員等に対し、整理退職の場合と同じ割増率の退職手当を支給するとともに、日本専売公社及び日本電信電話公社の役員を国家公務員等退職手当暫定措置法の適用から除外するために、この法律案を提出した次第でございます。

次に、その改正の要点を御説明いたします。

第一点は、二十五年以上勤続した国家公務員等の退職手当についてであり

現行国家公務員等退職手当暫定措置法によりまして、退職手当の最高率は、定員の減少又は組織の改廃その他これらに準ずる事由により過員又は廃職を生ずることにより退職した者に対してのみ適用されることとなつておりますが、今般、諸般の情勢を考慮いたしまして、勤続期間二十五年以上にあつた長期勤続者が退職する場合等にも整理退職の場合と同率の退職手当を支給することができることとしたらう。

第二点は、日本専売公社及び日本電信電話公社の役員を本法の適用から除

外しようとするものであります。

昨年、日本国有鉄道法の一部改正法が施行せられ、同公社の役員は、国家公務員等退職手当暫定措置法の適用から除外せられ、その者に対する退職手当につきましては、運輸大臣の承認を受けて公社が定めることとなりまして、

日本専売公社及び日本電信電話公社の役員に対する退職手当につきましては、日本国有鉄道の例にならぬ、国家公務員等退職手当暫定措置法からこれを適用除外することとしたし、あわせて日本専売公社法及び日本電信電話公社法の一部について必要な改正を加へることとしたらう。

以上がこの法律案の提出の理由及びその概要でございます。

なにとぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(龜田得治君) 別に御発言がなければ、次に、雇用審議会設置法案を議題に供します。本案につき、御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○田畑金光君 大臣にお尋ねいたしますが、失業対策審議会が衣がえをしまして、雇用審議会設置法案として出てきたわけでありませう。失業対策審議会も、過去幾たびか答申あるいは意見書を出して、政府も、これに基づきそれぞれ施策を行なつてこられたわけでありませう。今般政府は、完全雇用という政策の建前からいって、より積極的な活動を期待されて、雇用審議会を設置されたわけでありませうが、労働大臣としては、審議会の今後委員の構成等についてどう考へておられるか。これは、

従来の失業対策審議会の委員の名簿を資料で拜見いたしました。三十名であります。今度の雇用審議会も、同じく三十名になっておりますが、従来の失業対策審議会の委員の名簿を拜見しますと、いずれも各界の代表であつて、これ以上のメンバーをそろへると

いうことは、今の労働省としては期待できないと思つておりますが、大体、メンバーはこういふ人方であるのか、人員は三十名であります。要するに、広い視野に立つて今度審議会がきめられた仕事をやつていくといつたします。この委員のメンバー等について、相当これは比重が重くなつてくると思ひますけれども、どういふように考へておられますか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 今度の雇用審議会の委員のメンバーといつたしましては、各層、各界から優秀な方々を選考いたしました。その任に當つていただきたと思つておりますが、また、皆様からの御推薦等もできるだけ尊重したいと思つております。

○田畑金光君 各界から広く推薦される……、そこで、各界から推薦されたのがこの失業対策審議会の委員になつておられるわけですか。これは大学の教授あり、あるいは銀行の社長あり、労働界の代表あり、あるいはまた、産業及び報道機関の代表あり、広く各層を網羅されておられるわけですか、まあ率直に申しますと、失業対策審議会の委員がそのまま雇用審議会の委員にくりがえされるのかどうか。しかし、今のあつた話では、あなた方の推薦を聞くというわけですが、それはどういふことなんでしょうか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 現在、失

業対策審議会のメンバーの方で、なつていただく方もあらうと思つたので、また、新しく選考されるものもあらうと思ひます。その目標は、やはり完全雇用への雇用審議会の目的を達することのできる内容のものに進んで行くべきであると思つております。それで、国会の意思も相當に尊重したい、こゝういふふうに思つております。

○田畑金光君 そうしますと、従来の失業対策審議会の中には、国会からは代表が出ておりませんが、国会の代表も加へよう、こゝういふことなんでしょうか。

○国務大臣(松浦周太郎君) これは、法規の上にはさう書いておりませんが、重要な課題ですから、今後十分検討したいと思つております。

○田畑金光君 十分検討するといふことは、政府は、新しい角度で、今度は従来の失業対策審議会を雇用審議会として拡大強化されたわけですね。そこで、拡大強化された雇用審議会が政府の期待に沿ふ活動をはかるためには、やはり審議会委員のメンバーいかに

失業者対策審議会委員は、広く各層の人方、しかも一流の人方を網羅しておられるわけですか、そこで、なおこれでも足りない、これを強化されるというならば、国会の代表を加へられるというお考えであるのか、はつきり承わつておきたいと思つております。

○国務大臣(松浦周太郎君) 今、国会議員の方に入つていただくかいただかないかといふことは、今後十分検討してきめたいと思つておりますが、ただいま、どつちにするかといふことは、まだきめておりません。それから、現

○田畑金光君 そういたしますと、私
が先ほどお尋ねいたしました、その他
の政府の中に置かれておる審議会等と
はいろいろな点で関連を持つが、今度
新しく設置される雇用審議会が、第一
義的には、たとえ、今お話のような
教育技術の問題、科学技術の問題、こ
れは教育制度の問題に私は触れてくる
と思うのですが、そういう問題等も雇
用審議会が今後取り上げていくのか、
また、社会保険審議会なんかでいろ
ろ意見を出し、あるいは諮問に答申す
る、まあそういうような所管に属する
ようなことも、広い意味の雇用問題に
つながっておる問題でありますから、
雇用審議会をこれ今後取り上げ
てやってみようか、という内容の
審議会であるかどうか、もう一度お
聞かせ願います。

○国務大臣(松浦周太郎君) 各関係の
審議会等とは連絡を密にして、協力を
願うつもりでございます。どちらが優
先とかどうという、そういう考えは
持っておりません。

○田畑金光君 まあその点は、優先す
るとかいうわけでもなく、大臣の説明
が少しあいまいな点があるのじゃない
かと、こう思うのですけれども、この
問題には、そうしますと、大臣として
は、いつごろまでにこの雇用審議会の
答申を求められて、同時にまた、昭和
三十二年の補正予算等で具体化され
る御方針か。あるいは昭和三十三年
の予算等でその答申を具体化するとい
う御方針であるか、この点承ります。

○国務大臣(松浦周太郎君) 大体、四
月中ぐらいに発足したいと思いま
す。できるだけ早く発足したいと思
います。

○田畑金光君 四月中ですか。
○国務大臣(松浦周太郎君) ええ。そ
うして来年度三十三年度の予算に対
しまして、その答申が予算編成上に役
立つようにはしたい。それでなければ目
的を達することができませんから、今
のところ、そういう考えでおります。

○田畑金光君 労働大臣は、就任のご
あいさつの中で、生産性の向上、雇用
安定対策、最低賃金制の確立、この三
つを重大労働施策として取り上げら
れ、それを総合的に進めるといふ決意
を表明されたわけですから、労働大臣
の労働政策に対するいわゆる松浦構想
というものが、この国会でどう具体化
されるかという事は、われわれ大き
く期待し、注目いたしたわけですが、
その具体的な現われがこの雇用審
議会の設置法等になったと思うので
すが、ところが、この雇用審議会設置
法のいきさつを見ますと、前倉石労働
大臣のもとで、いわゆる雇用安定基本
法が準備されていたはずで、雇用基
本法……ところが、いつの間にかそ
れがなくなつて、姿を消して、その代
りに出てきたのが雇用審議会になつ
ています。先ほどの御答申の中にも
ありましたが、完全雇用を唱えておる
政府の建前からいっても、何か一つぐ
らいは作らなくちゃならぬ。そういう
ようなことで、雇用審議会が出てきた
ことでも、御答申の中にもうす出て
いるのです。で、今の内閣は、石橋内閣
の延長であり、石橋内閣の政策をそ
のまま踏襲するのだ、さらにまた、さ
まざま踏襲するのだ、同じ党の中で、た
だ人が変わったにすぎない。だから、
鳩山内閣の政策も、基本的に今の内閣
は受け継いでおるのだ、こういうこと

を現内閣は言われておるわけですが、
とにかく倉石前労働大臣のもとで雇用
基本法というものが準備されている。
そうしてこれが雇用、失業問題に対
して画期的な手を打つたことと、セ
ンチュアをとられてきたわけなんです。
それが今回は、内閣がかわつたとい
うことで姿を消して、雇用審議会が出
てきた。これは雇用審議会をただ作る
ということだけでは、何も一つも具体的
な政策も出ていない。松浦構想は出
ていないのです。これはどういふこと
になっているのか。松浦労働大臣とし
ては、雇用基本法、こういうような考
え方等をお持ちになつておるのかど
うか、伺いたいと思つておる。

○国務大臣(松浦周太郎君) 雇用基本
法の問題に對しましては、私も就任
いたしましたより、一度か新聞に出た
ことがございまして、これは直ちに雇
用安定基本法というところへ行く準備
が必要であるということには考へて
おります。現在一番必要なのは、先
ほど来いろいろ申し上げておりましたよ
うに、雇用安定基本法に行くまでの諸
種の調査研究、資料の収集というよう
なものが行われなければ、この完全雇
用への基本的なものができ上らないも
のでございますから、一番私には必要
なのは、この資料の収集、いろいろ
検討というふうなものが必要である
と思つておるのです。そこで、来年度
の予算に、雇用関係において何かや
らうとするならば、これはやっぱり徹
底的な調査が必要なんです。今度の
予算の中にもありますように、千六
百円はかりで、三十人以下の毎月勤
労調査の経費を計上いたしてあります
が、それなんかも、今までは三十人
以上しか

かつたのです。その三十人以下のこ
ろに日本の潜在失業者、あるいは雇用
関係の一番つらいところがあるので
あつて、そういう材料が集まつてい
ないのに、これはできないものであり
ますから、倉石前労働大臣のお考え
に、非常にいいことではあり
ますけれども、その前に、まず先
にやるべきは、審議会のようなもの
を作つて、いろいろな案を立てる材
料を準備するべきであると思つて
おるのです。これはどういふこと
に、雇用関係に対する私の何か構
想はないのかという御指摘でござ
います。そういう材料が集まつた上
に、その審議会の答申を経て予算
化するような案ができましたならば、
それを取り上げていきたい、こうい
うふうに思つておる。

○田畑金光君 材料が集まつていない
から今は材料を集める段階だ。そう
しますと、前倉石労働大臣は、雇用
安定基本法を事務局に命じて立案を
させられたわけですか。
○国務大臣(松浦周太郎君) それは、
私はその内容についてはよくわかり
ません。私はそういう感じを持って
おります。それを受け継いだわけは
ありません。

○田畑金光君 大臣にお尋ねいたしま
すが、失業対策審議会は、設置以來六
回の答申をやり、六回の意見を述べ
ておるわけですか。最近のものはこ
に資料としていたしておりまして、
昭和三十一年十一月二十二日、昨
年の十一月二十二日、ついでこの
間ですね、答申が出ておるわけなん
です。しかもこの答申の内容を見ま
すと、実にりっぴな

が名前を変えて生まれ変わつてくる。今
までのやつをなくして新しいものが
出てくる。審議会や委員会を作れば新
しく大臣になつた方は、それで仕事
ができたような感じを持つておられ
ないか、こう思つておる。ところが
前任の大臣までの間に幾たびか
りつぱに審議会等が努力をされて一
つが政府に對し、答申の形で出さ
れているのです。社会党内閣から自
民党内閣に移つたのであるならば、
それは政策が違つておるから、社会
党内閣の時代の答申案を採用する
ことは無理かもしれません。同じ自
民党内閣であり、しかも延長内閣
だとお互いが言ひ合つておるの
ですから、前内閣でりつぱな答申
案ができておるならば、その答申
を尊重する上からいって、当然行
政効率を高める上からいって、政
治が継続的に運営されるために
も必要なことではなからうかと、
こう思つておる。どうも前内閣の
資料が不足だということ、ちと納
得いたしかねるわけですが、私の
言ひが間違いでしうか。

○国務大臣(松浦周太郎君) いや御指
摘の通りであると思つておる。し
かし、今度できます雇用審議会、今
までの失業対策審議会のせつぱく御
苦心なつたものをほごにする考へは
持っておりません。それをわれわれ
の考へる基礎にしていきたい。さら
に従来のいき方よりも、もっと完
全雇用達成への資料その他の答申
を確実に得たい。この二つの面
であります。従来基礎の上にさら
に積み上げていきたい、こうい
う考へを持っております。

○田畑金光君 一例を申しますと、昨
年の十一月の答申の中で、こうい
うこと

とをうたっているわけですが。最近の就業状態をみると、「大企業において労働生産性の向上、機械化の促進等のために、労働力の需要は生産の増加にもかかわらずそれ程伸びておらず、しかもその需要の充足が、労働時間の延長、臨時労働者の採用等によって行われている場合が多く、新たな常用労働者の雇用は少なくなっていること。」そこでこの対等として「過大な労働時間の延長、あるいは変則的な臨時労働者の増加等によって正常な雇用量の増加が阻げられないよう、労使協力のもとにその措置を検討すること。」このように大企業等においては生産が伸びてきているが、その生産が伸びたというところが、雇用量が伸びたのではなくて労働時間の延長とかあるいは常用労働者ではなくて臨時労働者を使っていること、そこで、そういうようなことは、やはり雇用の面からいうと、労働時間の過重な延長やあるいは変則的な臨時労働者の採用は、極力やめるような行政指導をはかることが適当である、こう考えておりますが、この点について、労働大臣はいかようにお考えになりましたか。こういふ過重な労働時間の延長とか、あるいは臨時労働者が非常に多くなってきたお、これをやめさせることが正常な雇用関係を守る、あるいは雇用の拡大をはかる道である、と、こう言っておられますが、こゝろよりような点については、労働大臣はどうお考えになりましたか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほども申し上げましたように、労働時間が非常に延長されておる。大企業あるいはその他の関係を調査いたしますと、それはそこにも書いてあるでありまして、大企業と優秀技術工です。それで臨時雇いの多いことも否定することはできません。われわれの経験もそうでありまして、それらの問題については、今そこに、答申がありましたことを中心にしたしまして、そういうようなことをだんだん緩和していきたいというふうに考えております。さらに、今の失業対策審議会の方の答申は、この問題について「雇用失業対策を総合的に樹立し、その実施につき責任をもつ体制を確立する措置を講ずることとし、その一環として、次の事項につき調査審議すべき機構を設けること。」それは次の事項というものは、「雇用・失業情勢の総合的な把握」と、「産業政策、社会保障政策等各種政策の雇用・失業に及ぼす影響」というようなことを答申いたしております。今の雇用審議会の問題に対しまして、今までの失業対策審議会の意思を十分くみ入れておるのであります。せつかく今まで御苦心になりました六回なり七回にわたって答申しておりますものを、ほごにする考えではなくて、それらのものを十分勘案し、それらのものを十分とり入れて、その上にさらに積み上げていきたい、こゝろの先ほどから私の申し上げていることとでございます。

○田畑金光君 積み上げていくこともけつこうであります。また大臣の御答申は、私の質問することにお答え願わぬと、質問しない問題までお答え願うので、いつもすれ違つてしまふわけです。今お読み上げになりましたのは、これから質問しようと思つて、たことをもう御答弁なさつておるし、これはどうも質問をやるにも困るわけです。そこで大臣にさらにお尋ねしますが、労働時間が非常に延長になり、先ほど来大臣のお話を聞きますと五十時間、六十時間働いている技能労働者もあるようでありまして、それもまたわれわれ賃金に聞かないことでもありまして、そういうこと労働時間が延長され、あるいは臨時労働者がふえてくる。しかも臨時労働者が働いている作業条件あるいは環境といふものは、全く常用労働者と同じ条件にあるにもかかわらず、いつでも解雇できるような不安定な状態で雇用されている。こゝろよりような点等について、もう少し具体的に政府としてはこゝろよりような面で行行政指導をやつていきたいのだ、やつていくのだ、こゝろよりようなこと等は考えておられないわけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 労働基準法の適用を厳格にしろということであろうと思つて、中小企業の現状においては、これは労働基準法を現在そのまま行なつて参りましたならば、厳格に行なつて参りましたならば、ほとんど経営不能に陥つてしまふと思つて、これは摘発主義をとるのでは、誘導的にその仕事だんだん改善されて、それでだんだんと時間を縮減して、それが成り立つといふより、方向に指導的に、また協議し合つていくな方向に、こゝろより考えを基本に置いておられます。

それから大企業その他の問題について、技能労働者が足りないために長時間働いておるといふことは、これは事実であります。これは労使間において時間外二割五分なら三割五分の話し合いをつける、あるいはそれ以上三割なら三割の話し合いをつけてやつておられますから、まあ健康が許せばそれも差しつかえないと思つていただけます。一面には失業者があり、他面には健康を害するほど働かなければならないといふようなことは、私はやはり教育が一番大きな問題であると思つて、こゝろよりふりに思つて、それからもう一点は、臨時工にしておるのにはいろいろあろうと思つて、結局まあ臨時工であれば、景気が悪くなつた時分にやめてもらつても簡単にやめてもらえろといふ考えでやつておる。正社員にすべきである。私だけその企業の許す範囲内において正社員にすべきである、かように考えておられます。

○田畑金光君 大臣としては中小企業では労働基準法を適用するつづけては、こゝろより摘発主義はやめて、誘導していくのだといふお話でありまして、基準法を守つていくことが建前であるのか、あるいは基準法が守れるように労働行政機関もやつていくのを建前とされているのか。とにかく基準法違反といふものが非常に多いわけですが、これはいろいろ問題です。単に時間の延長の問題だけでなく、賃金の支払いの問題等についても多々基準法違反があるわけですが、こゝろより問題の建前で、基準法は守るといふ建前でやつかれようとするのか。御答申を聞きますと、もう基準法といふものがとてみずから法をじゅりんと、法を破つて、こゝろより単なる誘導といふ言葉ですが、その点はどうなのか。それからもう一つこれに関連してお尋ねしますが、同じくこの答申の中でこゝろよりあるのですね。「中小零細企業等における雇用の安定性を増進するは、最低賃金制の実施、社会保険の拡充をはかること。」こゝろよりこゝろの今日の状態を見ますと、低賃金労働、あるいは長時間労働、こゝろよりこゝろが特色としていわれているわけですが、失業といふものが非常に慢性化しておる。低賃金労働者と家内労働者、あるいは日雇い労働者、こゝろよりこゝろのものが非常に一般化してきてしまつて、少しも労働市場といふものが閉るくなつていない。ことに中小企業の中では、過当な競争、あるいは行き過ぎた競争が行われておる、こゝろより過当な競争を公正な競争に移すためにも、あるいはまた日本の国際的な労働面からする信用といふものを高めるためにも、最低賃金制の実施といふことを、強くこの答申の中にもうたわれているのです。この点については、労働省としては、労働大臣としては、松浦構想の一つとして、最低賃金制の問題と取り組むといわれておられますが、こゝろより考えでられるのか。

うに持つていきたいのであります。中小企業に今基準法のものさしで、中小企業全部ではありません、中小企業の右翼はもう組合を作ってやっておりますから、この組合との間に団体交渉をやっているから守られておるんです。その三十人以下くらいところが一番むずかしいところ。これが直ちに基準法のものさしで厳格にやっています。犯罪も多く、経営がでなくなつちやうんです。そこで、それを経営ができるようにならうには、だんだん誘導していきまして、そして後には基準法を守らせるようにするというのが、私は本旨だと思つておるんです。一方において、もう一つは、基準法を、臨時労働基準法の審議会があらまして、これを改正した方が、いか悪いかという議論も一方にありますが、そういう両方の考え方を十分とり入れていかなければならぬと思つておる。私は今基準法を改めるといふ考えは持つておりません。基準法に従つておるようによつていふべきだ、しかし、摘発主義はとらな

い。最低賃金の問題については、労働省としてはもう見解をはつきりきめております。それは、この答申にあります。よりに、最低賃金を設けることが必要であるといふことに基本を置きまして考へておるんであります。この一律に八千円にするとか、六千円にするとかいふことは、私どもは今考へられない。もしそうするならば、日本の中小企業というものは成り立たないのです。そこで、われわれはこの労働問題懇談会に諮問をいたしまして、その諮問の答申が、業種別、地域別の協定賃

金をきめた方がいい。まず最低賃金をとり上げるためにはそれが一番近道であるといふ答申を受けております。この答申に従ひまして、それぞれの実施ができませんように善処していただきたい、かように今思つております。

○田畑金光君 今の後段の御答申で、最低賃金の実施について、地域別、業種別、職種別によつてそれぞれ実施に即してやつていく、この答申を尊重し、それを実施に移すと言われまが、具体的にどういふことになるわけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) まあ業種別、地域別でありますから、それぞれ業種の種類によりまして、それも立地関係もありますから、やはり地域別にしなければならぬと思つておる。それが、業者間において協定賃金をきめて、最低の賃金をきめて、それを実施するといふためには、地方の労働基準局、出先のわれわれの基準局もこれに闘争いたしまして、協力するといふような考へ方を持つております。

○田畑金光君 日本の労働市場といふものは非常にまあ鮮明を欠くと申しますか、明確でないといわれているわけですか。この間の質問によつても明らかになりましたように、完全失業者が六十万とか七十万といわれ、あるいは不完全失業者については七百万とか一千万ともいわれているわけ、はつきり労働市場で一体日本の失業者といふものは幾ばくであるのか、明確な数字をつかむことができないわけですか。これはいろいろな点からきておると思つておる。とにかく日本においてはこの雇用といふものが繰返採用と申しますか、繰返取引といふものが行われてい

る、正規の職業安定機関を通じて雇用、失業問題が処理されるということ。非常に少ないと申しますか、十分に行われていない。従つて、雇用安定行政機構の確立が完備されていないといふ点も大きな原因だろつと思つておる。それからもう一つは、また特に日本の場合は、この家内労働といふような問題が大きな比重を占めておるといふこと、これはまた一つ日本の家族制度といふものからきておる。それが、非常に労働力の把握といふものが困難であるわけ。それが家内労働といふやうな形で非常にしわ寄せを受けておる。そういうことを考へた場合に、こ

ういふ労働市場をはつきりさせるためにも、あるいは家内労働といふ形でもこつこつと細かい労働者、家内労働者、こつこつと人たちの賃金水準、あるいは作業条件、労働条件等のためにも、この際、家内労働法等の制定といふものは当然とら上げられてしかるべき問題だと思つておる。この点について労働大臣はどのように考へておられるおられますか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 家内労働法については、社会党の方からいろいろ案が出されておるようございませうが、これは今後とも十分検討しなければならぬと思つておる。今日の日本の内職の状況は、内職といふものは、家内労働といふものと、非常に異なる。非常に賃金差がある。まあ一カ月千円くらいある。それから、毎日働いて一カ月千円くらいある。それから、その子供が学校から帰つてき

てから、のりをつつけさせたり、いろいろ手伝いをさせてやつておる。中には三千円も四千円も取れる職種もある。うであります。この問題は、この解決の方法としては、それらを内職の元請といふか、それが暴利をむさぼつておるかどうかといふ問題です。それが安く仕上げることによつて安く市場に出しておるということになる。この賃金を上げることによつて、この種の仕事はなくなつてしまつておる。そのところには私は非常に痛みがあると思つておる。でありますか。これらについても十分検討いたしました。これはいづれ今御指摘になりました。けれども十分検討する必要がある。特に日本の家内労働といふものはこれはいづれ長い伝統の上にあります。明治初年、われわれの生まれの時代から家内労働によつて、内職によつて行われておる仕事が多い。ぶんであります。それが非常な低賃金でやつておる。ある人に聞きますと、この間大阪の人に聞いたのですが、まあ千円か千五百円かせく、それが子供の学校に行くための内職である、けれどもそれが二千円、三千円にふえるよりも、仕事が継続されることを希望するといふのです。そういうことをいろいろ聞いてみますと、これはほんとうに考えなげやらない問題であります。から、一律一体にこつこつするのだ、一時四十四円だ、一時三十三円だときめることがいかに悪いかといふことで、それをきめることによつて、その種の仕事はなくなつてしまつて、そんな高いことをやるならば機械化したものにかえてしまつていふやうなことになる。仕事は減つていくといふことになる。大へんなことであるから、最低賃

金と家内労働の問題については、今後十分検討しなければならぬ。家内労働についてはまだそこまでいってありませんが、最低賃金は、先ほど申しましたやうなところまで答申ができておりますから、その方向でいききたいと思つておる。

○田畑金光君 そうしますと、完全雇用と政府ではおつちやつておられます。とにかく千円でも二千円でも働く意思を持ち、働く肉体を持つ者には働かそう、その者がそれによつて生活できるかできないかといふのは第二の問題で、とにかく千円でも二千円でもいふから働きたい者に内職でも与えよう、これが完全雇用になるわけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) それは実態を申し上げておる。理想はもつと高いものを持つておる。けれども、日本の現在の実態ではさうなんです。さういふ半面があるのです。けれども、その人は夫が二万円か二万五千円か取つておるのです。それでその家を留守する、子供を養育するのを見て、それだけの余裕の金を取ろうといふ考へ方の上になつておる人が多

いようです。それを専門に、そんなことでは生活ができませんから、それは私を考へさせませんけれども、現在の千円とか二千円とか取つておる家内労働の考へ方を、夫なりむすこなりが一萬五千円なり二万円なり取つておるといふ家庭の人の内職であるといふおる。

○田畑金光君 大臣にお尋ねいたしますが、完全雇用といふものは、働くことによつて本人並びに家族の生計を維持できるといふことを目標としておられるのか、それともさうじゃなくて、

三千元も四千元も取れる職種もある。うであります。この問題は、この解決の方法としては、それらを内職の元請といふか、それが暴利をむさぼつておるかどうかといふ問題です。それが安く仕上げることによつて安く市場に出しておるということになる。この賃金を上げることによつて、この種の仕事はなくなつてしまつておる。そのところには私は非常に痛みがあると思つておる。でありますか。これらについても十分検討いたしました。これはいづれ今御指摘になりました。けれども十分検討する必要がある。特に日本の家内労働といふものはこれはいづれ長い伝統の上にあります。明治初年、われわれの生まれの時代から家内労働によつて、内職によつて行われておる仕事が多い。ぶんであります。それが非常な低賃金でやつておる。ある人に聞きますと、この間大阪の人に聞いたのですが、まあ千円か千五百円かせく、それが子供の学校に行くための内職である、けれどもそれが二千円、三千円にふえるよりも、仕事が継続されることを希望するといふのです。そういうことをいろいろ聞いてみますと、これはほんとうに考えなげやらない問題であります。から、一律一体にこつこつするのだ、一時四十四円だ、一時三十三円だときめることがいかに悪いかといふことで、それをきめることによつて、その種の仕事はなくなつてしまつて、そんな高いことをやるならば機械化したものにかえてしまつていふやうなことになる。仕事は減つていくといふことになる。大へんなことであるから、最低賃

金と家内労働の問題については、今後十分検討しなければならぬ。家内労働についてはまだそこまでいってありませんが、最低賃金は、先ほど申しましたやうなところまで答申ができておりますから、その方向でいききたいと思つておる。

○田畑金光君 大臣にお尋ねいたしますが、完全雇用といふものは、働くことによつて本人並びに家族の生計を維持できるといふことを目標としておられるのか、それともさうじゃなくて、

とにかく仕事さえ与えればいいのだと、生活の問題は別なんだ、完全雇用と政府が言っておられるのはこのことを指しているのか、まず定義から承わっておきたいと思います。

○國務大臣(松浦周太郎君) なかなか話がむずかしくなりまして、ちよつと来たらずとのお話したつたけれども、どうも話が長くなつて困るのですがね。けれどもこれも一つの勉強ですから……完全雇用の定義はいろいろあります。アメリカでやっているのは自家営業を含めて、有効なる雇用の機会を与える状態、これはまあ完全雇用だと言つておられます。それでその他の完全雇用にかかっているものといたしましては、国際連合の憲章の五十五條にもそのことや似たような意味のことを言つておられます。それで政府の完全雇用の考え方、これは一つの理想はありますけれども、今申しましたような日本の社会情勢におきまして、それは七千円なり八千円なりを全部取れというにしましたら、それが完全雇用の最低賃金の目標であるということにしましたら、できないのです。私は当分できないと思つて、なぜならば、中小企業の方々の給与というものは非常に低いのです。まあ大体五百人以上のもの賃金から比べましたら三十人前後のものは四割五分ぐらいです。そういう統計が労働統計の中に表われておるんです。それで、それを八千円なり七千円にして、それを基礎にして完全雇用をやるといふことになると、日本の貿易というものは私は非常な無理があると思つた上、日本民族の生活があるのですから、それはこの間も申し

上げましたように、日本の加工貿易というものがだんだんと進化して、同時に国内の資源の総合開発が緒についでくるということによつて、徐々に上げられることはいふと思つて、けれども、今直ちに一つの理論の上に立つていかなければいけないじゃないか、だからもう八千円なら八千円で法律で定めてしまおうじゃないかということ、私はできないと思つておられます。信念上からそう申し上げておられます。

○田畑金光君 いや大臣、大へん時間が長くなつて御迷惑のようですが、私の質問している時間はおそらく二十分ぐらいですけれども、答弁が四十分ぐらになつておられるのです。どうも質問に対する内容から、大臣の抱負を移つてくるから、どうも時間が長くなるので、その答弁を少し縮めてくれれば時間が節約できる、私もほか質問がありますから、もう一、二点だけお伺いしますが、さうしますと、経済企画庁長官が、十年や十二年すれば完全雇用が達成できる、この御答弁なすつておられますが、あの場合の完全雇用というものは何を指しているのですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) それは今のところ、企画庁では四月一日ごろから手始めをしまして、九月の末ないし十月にならなければ、第二期といふか、鶴山内閣五カ年計画の修正といふか、というものはでき上りません。でありますから、今年の労働需給の關係、今年の経済の伸びの關係は、一応われわれは相談して作つておられますが、三十三年度以降におけるものは、まだでき上つていないのです。けれども、私は十年、十二年たてば、今私どもが

言つているような低いものではないと思つた上、それはむろん国民の努力が必要であります。非常に勤勉な國民であるものもつと伸びて、平均生活といふものは非常に高くなるだろう、こういうふうな折つておられます。またその方向でなければ苦勞することがむだになりまして、それはさういふ方向にいきたいと思つておられます。

○田畑金光君 私もまだ質問がたくさんありますけれども、ほかの質問者がいろいろお尋ねいたしました、大臣もよくお説きなされた通り、失業対策審議会もいろいろ答申を、広範なものを提出しておられるのです。これでは資料が足りぬから、もう少し資料を積み上げるのだと、さういふわけです。問題は、政府にそれを実行するだけの用意があるかどうかということだと思つたのです。これを実行する用意があるかどうか。で、審議会の答申を求められて、まあ三十三年度の予算には計上しようと、さういふ考えです。当面松浦労働相の労働政策の具体的な現われは、雇用審議会を作つた、これだけだと排承してよろしいかどうか、承わつておきたいと思つた。

○國務大臣(松浦周太郎君) それは御自由であり、御自由であります。お考えになるのは御自由であります。

○田畑金光君 自由で……。さうですか。どうもさういふような感じを深くするわけですが……

いま一つ、私は希望として申し上げておきたいことは、りっぱなさういふ答申が出ておられるわけですから、最初に申し上げましたように、内閣がかわれば、従来の委員会も名前をかえて、また新しいものを作つて、また新しく出発する。さうしてそれが答申して、実行できぬうちにまた大臣がかわり、内閣がかわつていく。さういふことをやっていたのでは、いつまでたつても、これは完全雇用だの労働政策といふものは前進せぬといふことです。私はそれだけを強く申し上げておきたいと思つた。

○國務大臣(松浦周太郎君) 今御指摘になりましたようなことは、まことに重要なことであり、この案を実行するために中心となることとございまして、十分御趣旨のあるところを尊重いたしまして、実現に努力したいと思つた。

○委員長(亀田得治君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○秋山長造君 ごく簡単にお尋ねいたしますが、ただいまの田畑委員との質疑応答を聞いておりました、政府の掲げておられる完全雇用という内容が、まずまずやけておかないことになつたのですが、先ほどの労働大臣の御答弁のように完全雇用ですと、これは結局内容的には何らこれといったものがなくて、ただ表面的に数字づらで失業者を減らしていくといふことだけに限られては、やはり欧米のようには職業構成からいって、いわゆる雇用者

の比重というものが圧倒的に多くて、さうして自営業者とか家族労働者だとかいふようなものがほとんどないといふ所では、完全雇用といふことにかく一人でもよけい雇うといふことで解決がつくと思つた。それからまた日本と違つて、大企業、小企業間の賃金較差といふものが欧米では非常に少ないです。それからまた日本のように大企業は労働事情といふものが全然關係なしに別々に併存しておるといふような状態も少ない。欧米の諸国では、完全雇用といふものは、今労働大臣がおつしやつたように、ただ一人でも失業者を減らして、さうして一人でもよけい仕事につけ得ればそれでいいのだといふことになつておられる。ところが日本の場合は、その点非常に違つたのではないかと思つた。ですから単に完全雇用といわれても、これは内容は、やはり広範にわたる問題だと思つた。さういふ完全雇用といふよりも完全就業といふことの方が、日本の実情に即しておられるのではないか、私はさう思つた。その点は労働大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 御指摘になりましたように大体四千五百万ないし四千二百五十万の就業者の中で、千七百五十万人くらいは御指摘になりましたような雇用關係のものはないのであつて、あとは自家労働と申しますか、さういふたような意味のものになつておられますから、欧米のそれに比べると全く問題にならないと思つた。しかしさうでありまして、その中の整備といふことについてはいろいろな手もありまして、やはりそれ

は中小企業の振興対策であると思いきや、中小企業に対しては本年は減税あるいは財政の投融資というようにすることによって、これを積極的にやっ

て、さらに中小企業の振興対策として、機構の整備というようにすることも考えなければならぬと思いますが、何といた

ても私は日本の完全雇用を実現するためには、大企業は自然に伸びて参りま

すけれども、中小企業というものは国の力で援助してやるのでなければ、伸

びて参りませんから、それを伸ばすことが日本の貿易を振興させるゆえんにもなると思

いますので、それが現在の生産力よりも、あるいは貿易量よりも三割、五割とふえていけば、自然にや

はり雇用も増大するという考えのもとに、積極的な経済政策をとらなければならぬ、同時に、先ほど申しまし

たように、経済政策だけではいけませんから、今の雇用審議会のようなもの

によって、総合的な施策を考へるというように考へておきます。今、最低賃金制を設けなければならぬと、

その最低賃金制を基礎にして、それよりはるかに低く、そうして完全雇用していくべきであるという理論的なことは、私はわかるのですけれども、

日本の現実はそう簡単にはいきません。それをそこへ近づけるように努力する

というところが現段階だと思ふのです。○秋山長造君 そうですと政府のおつ

しやる雇用政策、雇用問題というものは、結局雇用の内容というよりも、た

だ雇用の量をふやしていく、数をふやしていくというところに重点があるわけ

です。○國務大臣(松浦周太郎君) 量質ともに考へておきます。その質というものは

中小企業の振興が一番重要になると思

います。○秋山長造君 じゃ労働大臣も結局雇

用問題の解決の上で、やはり最大の隘路、最大の比重のかかるところは完全

失業者と完全就業者との中間に横たわ

る、一千万とかあるは一千万何百万とかいわれておる、いわゆる半就業状

態、あるいは半失業者状態これは業種か

らえば中小企業という層ですね。この層に一番問題があるということはお

認めになつておるわけですね。そして不完全就業状態というものを解決して

いかな限り、完全雇用というようにするのはもう問題にならないということ

も、これは当然だと思ふのですが、その点もいいたすか。

○國務大臣(松浦周太郎君) いいです。○秋山長造君 そうですと私が

お尋ねしたいのは、せんだつてから大臣の御説明を聞いておりますと、と

にかく政府としてはそういう実態は一応わかっている。しかしそれを改善する

ためには、もっぱら例の経済規模の拡大、あるいは生産増強というような経

済政策だけで、この状態が改善されるものというふうにお考えになつてお

るのではないかと思ふが、その点はどうでしょう。私はもうついでに言つて

しましませんが、それだけでは日本の今のこの膨大な完全就業状態というも

の解決はつかないのじゃないかと思ふのですがね。現に経済規模拡大、神

武景気というところが言われておつても、昨年など労働省の統計では百三十

万以上雇用者がふえておるにもかかわらず、そのうち二十九人以下、先ほど

労働大臣がおつしやつた一番問題があ

るといふ、二十九人以下の企業の雇用

がもう圧倒的ですね。しかもそれは先般お話をある通りに、きわめて三十

時間以下というふうな短時間労働か、あるいは五十時間六十時間とかいう非

常な長時間労働、健全な雇用状態でない、きわめて不健全な雇用状態が圧倒的に多い。この状態はなかなか、景気

がよくなれば自然に解決するといふこ

とは、私は次元が違つた問題じゃないかと思ふのです。これはもう景気がよく

なる、悪くなるにかかわらず、この層というものはじつとよんでしまつて

いるのではないかと。しかも人口がふえて

に從つてだんだんそういう層がふえていきつたのであるのではないかと。特に大企業は昨年の統計でもはつきり示して

いるように、あるいはオートメーション

だとか、あるいは生産性の向上だとかいうようなことも手伝つて、ほとんど

大企業における雇用の拡大ということはないですね。今後の見通しとしては

むしろ総体的に大企業の雇用というものは減つてくるのじゃないか、こういうことすら言われておる。おそらく労働

省でも、私はそういうふうなみにみられるかと思ふ。そうなることにはた

だから、それで片づくという問題ではないので、これはもうどうしてもこの

悪循環を断ち切つていくためには、一方ではもちろん経済政策というものを

やつていく必要はありますけれども、しかしそれだけでなしに今度は裏から

裏づける意味において、先ほど田畑君が繰り返しておつしやつたように、やは

り雇用基本法とか、あるいは雇用安定法、あるいは最低賃金法とか家内労働

法だとかいふものが、どうしてもこ

れが具体的な日程に上つてこない限り、この不完全就業者を生んでおると

いうこと、全然大企業とは関係のない状態は、もう断ち切ることができない

のじゃないかというふうに考へるのですが、労働大臣はその点いかがお考

へになるか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 大企業のオートメーション化による失業者が出

るという点であります。同じような生産量でオートメーションの場合はそ

うなると思ふのです。けれどもオートメーションになり良品率が高まるとい

うことは、市場をどんどん開拓するということになれば企業がますます拡大されま

す。それは自然にふえてくると思ふのです。それからもう一つは、このオートメー

ションの問題についていろいろ議論があるのですけれども、私は自分でも

やつてみておるのですが、かりにオートメーションということをやることに

よつて、十人のものが五人でいいということになると、五人の人を雇わなく

てもいい、というその事実は、オートメーション的な機械を買うことによる

減価償却にもなるでしょうが、それ以上でそれだけの余裕のあるということ

は量産になり、また企業の拡大になりまして、後には、前のオートメーション

を始めるときよりも人を多く使うようになる。しかし年限がかかりま

す。もう一点は中小企業の問題ですが、それは大企業はそれで私はいけると

思ふのです。けれども、日本の大企業というものは大体原料生産です。まあ基幹

産業は特に原料生産ですが、原料生産が多いのです。ですから日本の貿易

体の最低賃金をきめることは非常に危険である。こゝういふに私は考へておきます。

○秋山長造君 私もオートメーション

が失業者を出すといふことを言つてゐるのぢやない、これは總體的に雇用盤が減つていくんではない、しかも御承知のようにオートメーションをやつてもいろいろ関連した雇用はやつぱりふえてくるだろつといふことをおつしやるが、しかしこれはオートメーションにしてもいろいろ技術の革新、改善にしよう、日本の企業が自力で自主的にこゝういふことにつけて来たならば、あるいはいろいろ関連した新しい企業が起つたりして、その面で雇用がふえてくるということもある。しかし日本の場合はもう全部外国のまねをして、ちつとも企業が自分で自主的に金と時間をかけて技術の革新をやつて来たといふものぢやない。従つてこれはその生産性の向上あるいはオートメーション化ということに關連しての雇用の拡大といふことは、比較的望めないのぢやないかといふことが一つの点。それからもう一つは、この市場拡大、市場拡大といふことをおつしやるけれども、しかしこれは一面において国民の購買力の増大といふことがない限り、ただ一方的に市場拡大々々といつても、これは言うべくして不可能だと思ふ。だから国民のこの収入といふものがある程度保障されない限り、營業をかえていへば、賃金といふものが、ある程度保障されない限り、市場の拡大といつても程度は知れてゐると思ふ。じや貿易だといつたところで、それはダンピングをやればともかくだけれども、そゝういふことは今

日許されない、しかしそゝうすると市場の拡大を言つてもそれはただこの經濟を拡大し、市場を拡大といふことだけでのこの市場の拡大といふものは、ほんとうはなかなか限度があつて望めない、やつぱり購買力の拡大といふところが伴わなければだめであるといふより考へるのである。だからどうしてただ中小企業に対する融資をふやすとか、減税をするといふことだけで、これはもうまかない切れぬ私は問題ではないかと思ふ。それはなるほど最低賃金制なんかをやると、これは表面的には私は失業者がおそらく一時的にはふえると思ふ、ふえると思ふけれども、これは別に新しく失業者がふえるといふものぢやなくて、従来隠れておつたものがただ表面へ出るといふことだけなのだ。私はむしろほんとうのそゝういふ意味での実質的な失業者といふものは徹底的に表面へ出してしまつて、そしてそこから出発して、そゝうして日本の雇用問題、失業問題といふものと取り組まな

い限り、これはいつまでたつてもごまかしの、表面だけなごまかしに終つてしまつて、そして失業問題といふものは永久に解決しない。決して悲観ばかりしておるわけぢやないのだけれども、どうも大臣のおつしやることはあんまり樂觀に過ぎる。樂觀に過ぎるというのはいい意味での樂觀に過ぎるのならばいいけれども、むしろ無責任な樂觀のやうな気がしてならないのですが、で、企業の融資をふやし、經濟を拡大しさえすれば、雇用問題が解決するのだつたら、明治以来今日まで世界のどの國に比べても、日本くらい國家資金を企業へ注ぎ込んできた國はないです。にもかかわらず、今日依然

として半失業状態といふものは広範に存在してゐる。これはこびり付いてしまつてちつとも改善しない。だからやつぱり拡大政策をやる一方で、必ずもつと經濟政策以外の社会的な一つの力を加えて、そゝうして最低賃金制度な

は労働省で前に考へておられた雇用安定法なり、あるいは雇用基本法、あるいは労働基準法をもう少し施行していくとか、何かそゝういふ一つの社会的な力を伴つた經濟拡大政策がなければ、私はもうとても完全雇用なんといふやうなものは言つてみるだけの夢だと思ふのです。そゝういふよりこゝう考へてみるが、もうこれで質問はやめますが。

○國務大臣(松浦周太郎君) その夢物語を表現させようと努力いたしてお

○委員長(龜田得治君) 速記をとめて。

○委員長(龜田得治君) 速記を始めて。

○委員長(龜田得治君) 速記を始めて。二十人以上を置くといふことがありまして、その中に「關係行政機關の職員のうちから、内閣總理大臣が任命する」といふことになつておりますが、關係各省といふのはどれだけの省ですか、そしてそれはどういふ理由に基いて選定したのかその根拠、それを一つ示してもらいたい。

○説明員(淺谷直藏君) ただいまの点でございますが、御承知のように雇用問題は非常に關係する分野が廣うございまして、ほとんど大蔵、通産、農林等の經濟各省はもとよりでございますが、それ以外に經濟企画庁、あるいは厚生省、文教關係でございますと文部

省、さらに國鉄、運輸省といふやうに非常に關係する部門が廣いわけでございますので、今回の雇用審議会設置法案におきましては、従来の幹事をさらに五名ふやして、ただいま申し上げましたやうな關係各省から關係の局長クラスの方々に幹事になつていただく、こゝういふふりに考へております。

○永岡光治君 通信關係はなぜ入れなかつたのですか。

○説明員(淺谷直藏君) ただいま申し落しましたのでございます。例示として申し上げたのでございますが、もとより通信も關係がございしますから入りなす。

○委員長(龜田得治君) それでは他に御発言がなければ質疑はこれで尽きたものと認めます。これより討論に入り

ます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○秋山長造君 私は社会党を代表して

本法律案に賛成いたします。しかしながらこの雇用審議会を設置される前提として若干の意見と希望を申し上げたいと思ふのであります。先般、本委員会で雇用問題、特に政府のいわゆる完全雇用政策なるもの内容について各委員から詳細な質問があつたわけですが、これに対する政府側の御答弁には私も遺憾ながらただいままで十分了承はできません。特に従来設置されておりました失業対策

審議会から再三出しておりますところの答申の中にも、これは繰り返して日本の雇用問題、失業問題の現状、またそれに対する政府としてとらるべき政策等について、相当具体的なものが出ておつたにもかかわらず、今日まではほとんど政府の政策となつて具体化されてお

らない現状でございます。特に日本の雇用問題を考へる場合に一番むずかしい問題であり、また一番大きな比重を占めるのは、何といつてもこの完全就業者と、そして年々ふえていくやうとしておる完全失業者との中間に位置するところの広範な不完全就業者の問題だと思ふのです。現に昨年の統計を見ましても、百四十万人も雇用がふえたと思つても、そのうち毎月勤勞統計に表れたところの三十人以上の常備雇用者を持つところの事業場での増加数といふものは、わずかに十五万前後、だからその圧倒的な多数といふものはきわめて零細な企業での雇用にすぎない。しかもその圧倒的な比重を占める零細企業における就業状態たるや、このいわゆる低賃金あるいは長時間労働といふことでもありまして、たとへば一週間の就業時間三十四時間以下あるいは五十時間以上といふやうな、通常の状態でない、きわめて不健全な就業状態といふものが圧倒的に多数を占めておる。それからまた賃金の面からいひましても、自営業主にして年収八万円以下のも、あるいはいひわゆる雇用者にして月収八千円程度以下のも、これがほとんど一千万人前後を占めておるやうな状態です。この層への対策といふものがいかに緊急を要し、かつまた重大であるかといふことを數字が如実に物語つておるわけですが、昨年考へておりました、この好景といふ面から考へましても、この好景といふ面からは經濟拡大といふものが、この面の改善にはほとんど役立っていないといふことが、いさゝか統計數字から結論づけられるわけでありまして、私どもはこの經濟の拡大あるいは

生産の増強という面からしか雇用問題を考へておられない政府のこの考へ方というものは、きわめてこれは片手落ちなものであつて、こういう政策を続けるだけでは、雇用問題の實質的な改善というところは望めないと思へるのであります。どうしても一面において経済規模の拡大ということをやると同時に、他面においてやはりこの社会的な一つの力を持つて、この非常におくれた、そして賃金格差の非常に隔つた、しかも非常に圧倒的な数と量を占めておる、このいわゆる半失業状態あるいは不完全就業状態というものを引き上げていくのでなければ、経済規模の拡大そのものさへ早晩して頭打ちになると考へるのであります。その意味におきまして、私どもは、どうしても経済規模の拡大と並行して、最低賃金制の早期実施、あるいは家内労働法の実施、さらにはまた基本的には雇用基本法、こういう制度的な裏付けをはっきり打ち立ていくことが、日本の特殊なこの雇用問題、失業問題あるいは就業問題というものを解決していくところの不可欠の要件である、この確信をいたすものであります。そういう意味におきまして、今日政府がおっしゃつておる完全雇用政策というものは、いわばアドバランを上げられた、スローガンを掲げられたにすぎないので、これはもうほとんどど實質的な準備というものはできていない。現に一番問題に先ほど来申し上げるようになっております二十九人以下の雇用者を持つておる零細企業、この零細企業についての統計すらいまだにできていない、これからやらなければいかぬというような状態で、きわめて不意な状態でございます。し

昭和三十三年三月二十七日印刷

かし、いずれにいたしましても、この雇用問題というものは今日の政治にとつては最重要な問題である。与党といわず、野党といわず、われわれは真剣にこの問題と今後取り組んでいかねければならぬ責任を感じるわけでありませう。その意味におきまして、今度新たに設けられるところの雇用審議会というものは、一つ従来のような月並みな審議会の古いからを破つて、そうしてここに掲げられておるような当面重要な調査を徹底的にやる。同時にまた、調査だけで終ることなくして、先ほど来申し上げましたような根本的な、雇用問題に対する具体的な政策の立案というものを、真剣に取り組んでやつていただきたい。そうしてまた、そのためには、委員の人選等につきましても、従来の人選をただそのまま大膽変更するということになしに、この際日本の雇用問題というものの実態にかんがみられまして、十分新しい見地で一つ御検討を願つて、そうしてできるだけあらゆる層から有能な、しかも熱心な学識経験者をこれに網羅されて、そうして政府内において、各省がそれぞれ分担しておるところの雇用関係の事務というものを、できるだけこれに統合集中をされて、そうしてほんとうにその名前に恥じないだけの雇用審議会を作られ、またこれを運営されていくことを特に強く希望いたします。賛成の討論を終ります。

を離れたために、あるいは職を得られないうために親子心中、家族心中を企てるといふふうなことがあるようでは、これはもう政治の恥辱これに過ぎるものはないと思つてございませう。しかし、完全雇用といひ、完全就業といひ、これを実現することは非常に困難だと思ひます。幸に練達堪能な大臣、次官を迎えておられますので、ここにその御熱意と御誠意とに深く御信頼を申し上げておきますので、どうぞ、この種の審議会が当面を糊塗することになるというものが多く従来の例であつたわけでございますが、さういふ結果に陥ることなく、その目的をよりつぱに貫徹することができまされるように、満腔の祈りをこめてこの法律案に賛成いたします。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。雇用問題の重要性は、十分私に劣らぬ重性を見るものであります。従来、例を見ますと、政府にいろいろな審議会とか、調査会というふうなものがございますけれども、多くその審議会というものは、とかく形式に流れやすいものがあるものであります。またこれを逆に申しますと、政府の責任のがれにその機関を利用するやうな傾向も従来からあつたわけでありませう。すでに各党におきましては立法審査室として、たとえば自民党にいたしまして、年間五千万円以上の国の費用が政党内に渡されておるわけでありませうから、かような重要な問題は、当然政党内部におきまして十分その具体策をお立てになつて、そうしてこれを政府をして実行せしめる。また政府の当の担当大臣の方でも、何か真剣にこ

昭和三十三年三月二十八日発行

の問題と取り組むために民間の有識者の意見を聞きたいということであれば、何もこういつたような法律による審議会を作らなくても、その誠意さえあれば、民間の有識者の知識も十分に吸取することもできますし、ただいま申し上げました通り、政党内にそれぞれ政務調査会の機関もあるし、国からも金も出ているし、重要な問題であればあるほど、各政党の政務調査会で十分その具体案は立てられるはずでありますから、現在日本の行政機構が膨大に大きくなると思つておる私どももいたしましては、この問題の重要性は十分認識いたしまして、この法律を御賛成いたしまして、わざわざ政府の一つの機関として作ることに反対であります。

○委員長(亀田得治君) ほかに御意見がなければ、討論は終局したものと認めます。よつてさう決定いたしました。それでは、これより採決に入ります。労働省設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局